



国際第1委員会 (委員数 39名／担当：山中常務理事)

- ◆ 担当領域：北米、中米、南米
- ◆ 活動方針：楽しく参加する
- ◆ 体制：正副委員長4名、4WG（8～9名）
- ◆ 活動内容：
 - － 担当領域の知財制度の調査研究
 - － 米国主要判決の要約を知財管理誌へ投稿（月3本程度）
 - － 臨時研修「米国特許をうまく取得する方法」へ講師派遣
 - － 臨時研修「米国特許侵害訴訟マニュアル」へ講師派遣
 - － 担当領域の外部団体対応、パブリックコメント対応
 - － IP-PACへ参加
 - － 部会発表





国際第1委員会（委員数 39名／担当：山中常務理事）

◆ WG共通

- 狙い：会員企業の実務に役立つ情報の提供
- アウトプット：知財管理誌に論説掲載
- スケジュール：2022年3月末までに原稿を投稿

◆ WG1「米国におけるAI関連発明の調査研究」

- AI関連発明の件数上位の出願人の出願を調査することで、データ生成、訓練、推論の各ステージにおいてよく使われるクレーム用語や拒絶理由等を分析する。その分析結果を踏まえて出願時や権利化時の留意点を提言する。

◆ WG2「米国における機能的クレームの調査研究」

- 近年の判決を調査することで、Means-Plus-Function（MPF）クレームの動向を分析する。たとえば、MPFの権利範囲を有効活用した具体例、112条(a)(b)の記載要件、Williamson判決による権利解釈の影響等を分析する。その分析結果を踏まえて出願時や権利化時の留意点を提言する。





国際第1委員会（委員数 39名／担当：山中常務理事）

◆ WG3「米国におけるIPRの調査研究」

- クレーム解釈の基準がBRIからPhillipsに変わったことによる影響や、IPR後の手続き（特にIPR後の再審査によって有効性判断の変化がみられるか）等を調査する。これらの調査結果を踏まえ、IPRの手続きをする場合の留意点を提言する。IP-PACにおいても発表する予定。

◆ WG4「米国における請求原因の調査研究」

- 事実を調査することなく訴訟を提起した場合、FRCP Rule 11違反として制裁の対象となることがある。特許権侵害訴訟においては、提起前に被疑侵害品を調査しなければならない。キー判決(Judin v. U.S.)を引用する判決を中心に調査することで、訴訟提起前の被疑侵害品の調査義務の範囲を提言する。

